

## 市有地（普通財産）の随意契約による購入の手順について

### 購入の申し込み

購入の申し込みに必要な書類等は次のとおりです。

- ①  市有地売払申請書
- ②  誓約書
- ③  同意書兼市税滞納情報照会書
- ④  売払代金充当申請書
- ⑤  住民票（法人の場合は法人登記簿の謄本）1通（登記用）  
※発行後3か月以内のものをご用意ください。
- ⑥  身分証明書の提示  
※（①から④までは、ホームページからダウンロードできます。）

### 売買契約の決定

- ⑦  市有地売払申請の内容（取得理由等）を確認し、売払いの決定をします。
- ⑧  市が売払いを決定した場合は、14日以内に申請者に連絡、契約保証金の納入通知書を発行します。

### 契約保証金の納入

- ⑨  契約保証金は、売払価格（売買契約代金）の100分の10以上の金額（千円未満切り上げ）です。  
契約の決定日から15日以内に納入していただきます。ただし、売買契約書の締結とあわせて売払価格（売買契約代金）を全額納入いただける場合は、契約保証金を納入いただく必要はありません。

### 売買契約書の締結

- ⑩  契約保証金の納入が確認できたら、売買契約を締結します。  
※契約書は市が用意します。
- ⑪  契約書に必要な収入印紙は、買受人の負担となります。

### 売払価格（売買契約代金）の残額の納入

- ⑫  売買契約書の締結後、納入通知書を郵送しますので、代金の支払をお願い

します。

- ⑬  市が指定する期限（売買契約締結日から 30 日以内）までに、事前に納入いただいた契約保証金を差し引いた金額を納入いただきます。

※売払価格（売買契約代金）の全額を納入いただくまで、物件の所有権は移転しません。

#### 物件の引き渡し

- ⑭  売払価格（売買契約代金）の全額が納入されたことを確認後、遅滞なく売払物件を現状有姿のまま引き渡しを行います。

#### 所有権移転登記の手続き

- ⑮  売払物件の引き渡し後、所有権移転登記の手続きは、市が行います。
- ⑯  登録免許税相当額等の全ての必要経費は、買受人に負担いただきます。  
※収入印紙をご準備いただきます。
- ⑰  所有権移転登記完了後、登記完了証、登記識別情報通知を郵送します。  
※所有権移転登記は約 2 週間かかることがあります。
- ⑱  ⑰の受領証を作成しますので契約書に押印した印鑑での押印をお願いします。

●売買決定から全ての手続きを完了するまで、1～2か月程度の期間を要します。